# 社会福祉法人　志布志市社会福祉協議会
# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
# 基づく指定居宅介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人志布志市社会福祉協議会が設置する指定居宅介護（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）、行動援護（以下「指定行動援護」）及び、同行援護（以下「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、行動援護及び、指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

２　指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

３　指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

４　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　社会福祉法人　志布志市社会福祉協議会指定居宅介護事業所

（２）所在地　鹿児島県志布志市志布志町志布志３２２２番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　１名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

（ア）利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあっては「同行援護計画」という。）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあっては「同行援護計画書」、指定行動援護にあっては「行動援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書、同行援護計画書、又は行動援護計画書を交付する。

（イ）居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画又は行動援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

（ウ）事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

（３）従業者　５名以上（常勤又は非常勤職員）

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

（４）事務職員　１名（常勤　１名）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（３）サービス提供日　月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（４）サービス提供時間　午前７時から午後９時までとする。

２　前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

３　サービスの提供にあたっては、第１項の（３）及び（４）に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

第６条　指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者

（２）知的障害者

（３）障害児

（４）精神障害者

（５）難病等対象者

２　指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）身体障害者
（２）知的障害者
（３）障害児
（４）精神障害者
（５）難病等対象者
３　指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（１）視覚障害を有する身体障害者
（２）視覚障害を有する障害児
（３）難病等対象者
４　指定行動援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（１）知的障害者
（２）障害児
（３）精神障害者
（４）難病等対象者

（指定居宅介護等の内容）
第７条　事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。
（１）居宅介護計画等の作成
（２）身体介護に関する内容
　ア　食事の介護
　イ　排せつの介護
　ウ　衣類着脱の介護
　エ　入浴の介護
　オ　身体の清拭、洗髪
　カ　通院介助（本事業所の従業者が自ら運転して実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
　キ　その他必要な身体の介護
（３）家事援助に関する内容
　ア　調理
　イ　衣類の洗濯、補修
　ウ　住居等の掃除、整理整頓
　エ　生活必需品の買い物
　オ　関係機関との連絡
　カ　その他必要な家事
（４）重度訪問介護に関する内容
　入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
（５）同行援護に関する内容
　ア　移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
　イ　移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護

ウ　排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

（６）行動援護に関する内容

行動する際に生じえる危険を回避するために必要な援護(行動の前後を含む)、外出時における移動中の介護等の支援を行う。

（７）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（２）から（６）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第８条　指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。

３　第 11 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。

４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。

５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第９条　事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条　通常の事業の実施地域は、志布志市の区域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 11 条　現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者又はサービス提供責任者に報告するものとする。

２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（虐待の防止）

第 12 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

（１）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（３）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（身体拘束等の禁止）

第 13 条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（苦情解決）

第 14 条　提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。また、事業者は苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録しなければならない。

２　提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町が、また、法第 48 条第 1 項の規定により鹿児島県知事又は市町長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町又は鹿児島県知事及び市町長が行う調査に協力するとともに、市町又は鹿児島県知事及び市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定に

より行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（秘密保持）

第 15 条　事業所の訪問介護員等やその他の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を漏らしてはならない。

２　事業所は、訪問介護員等やその他の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（個人情報の保護）

第 16 条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後１カ月以内

（２）継続研修　年２回

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から５年間保存するものとする。

４　事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人志布志市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１８年１０月１日から施行する。

「社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定身体障害者居宅介護有明事業所運営規程」・「社会福祉法人志布志市社会福祉協議会指定知的障害者居宅介護有明事業所運営規程」・「社会福祉法人志布志市社会福祉協議会児童居宅介護有明事業所運営規程」（平成１８年１月４日施行）は、平成１８年９月３０日をもって廃止する。

この規程は、平成１９年４月１日から適用する。

この規程は、平成２０年１１月１日から適用する。
この規程は、平成２４年４月１日から適用する。
この規程は、平成３０年２月１５日から適用する。
この規程は、令和元年 10 月１日から適用する。
（第３条（事業所の名称等）の変更）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
（第 12 条（虐待の防止）、第 13 条（身体拘束の禁止）の追加、第 15 条（虐待防止に関する事項）の削除）